

正倉院年報

一、古裂の整理

昭和三十八年度においては昨年度に引続き第百二十六号櫃に納める幡類残關の整理を主とし、第八十三号櫃以下数櫃に残存する錦綾布類残片の整理を併せ行つた。その結果は次のとおりである。

一、錦幡残關

五旒

いずれも聖武天皇御一周忌御齋会道場幡である。幡身の用布である錦は走羊花卉文錦および獅子唐花文錦の二種で、この種道場幡に多く用いられている。

一、褐色布断片

十二片 軸第二五二号 同第二五三号

細布、布幡類の垂脚であらう。

一、古裂帖

九冊 第五九二号—第六〇〇号

錦類断片八百二十一、綾類断片九百二十七片計千七百四十八片を分貼した。中でも錦類は獅子奏楽文錦、狩獵文錦、花鳥文長斑錦、獅子唐花文錦、走羊花卉文錦などであつていずれも小片ではあるが奈良時代

代の錦を代表するものである。

二、宝物の修理

本年度において宝物の修理を終えたものは次のとおりである。

一、馬鞍 第四号

鞍橋、鞍褥、韁、屢脊、鐙、銜、三懸等を具備している。鞍橋は両輪、四枚居木ともに黒柿材を用いる。鞍は布を心とし、紫革を丸紵にして後輪に搦め付けてある。鞍褥は表裂は失われているが心は白氈の中に上に白絶、下に布を重ねる。韁は表は白革で錦の細縁がめぐられ、心は蘭薊木葉を重ね布で包み、絶を裏としている。屢脊は表裏とも白絶、錦の広縁をめぐらしている。心は韁同様、木葉を重ね鹿布でつつむ。鐙は壺鐙、鉄製打物黒漆塗、鐙軛は黒革製、力革受の鉸具は鉄製黒漆塗、貴金具と端金具は金銅製である。銜はいわゆる疾、藝銜で鉄製、三懸はいずれも平紵黒革製、鉸具は金銅、尻懸に辻金具一、杏葉二をつける。面懸の面連には菱形の金銅鉸具一箇を打着けて杏葉に代えてある。手綱、腹帯は共に白布で、腹帯の一端に「□當國司史生正八位上志貴連秋嶋、□司擬主帳從八位□茨城□」の墨書がある。

一、漆皮箱

三合 御袈裟箱

一、雙六局龕	一合	漆縁籬障
一、漆皮箱	一合	題箋云 第一革箱納練金
一、赤漆小櫃	一合	
一、赤漆六角小櫃	一合	佐保皇太后御冠櫃
一、漆皮鏡箱	七合	北倉第五、第六、第七、第九、第十四、第十六、第十八各号鏡箱
一、銀平脱合子	三合	納菓子
一、銀平脱梳箱	一合	納残紋
一、吳竹笙	一口	漆膝壺

宝庫に蔵する漆工品は年来の久しきに及んで漆の浮起、亀裂、剥落等が見受けられるので本年度からその維持修理に着手した。

四、経巻の修理

聖語藏経巻の修理は前年に引続き乙種写経について行つた。本年度において修理を完了したものは次のとおりである。

- 一、大般若経 自卷第四三二 至同五九五 五十一巻

右経巻は主として鎌倉時代の書写にかかるものである。それぞれ旧態を存して修理し、その標紙ひょうしまたは軸の闕失するものは古様を模して新補した。

五、宝物の特別調査

(イ) 陶器調査

昨年度より実施した陶器調査は本年度においては専ら彩釉陶器について行われた。すなわち南倉納物である磁皿二〇点、磁鉢一二点、磁鼓胴一点計三十三点である。このうち磁鼓胴については従来他の院蔵彩釉陶器とは異種異質であるとの説が一部にあつたが、今回の調査では胎土といひ、釉薬といひ特異な点が認められなく、本品もまた我が国で焼成されたものと認定された。調査員は東京芸術大学教授加藤一、日本陶磁協合理事小山富士夫、東京国立博物館考古課長田中作太郎、京都国立博物館陶磁室長藤岡了一、名古屋大学教授理学博士山崎一雄の五氏である。

(ロ) 大刀外装調査

奈良時代における刀剣の外装については、文献と発掘品等によつて僅かに知り得るに過ぎないが、正倉院には献物帳所載の金銀鈿唐大刀をはじめ外装をもつ大刀類が三十数口存する。これ等の大刀類を考古・金工・漆工等の各方面から総合的に調査してその様式や製作技術を明らかにせんとするものである。本年度は主として中倉納物の大刀について調査を実施した。調査員は日本芸術院会員松田権六、関西大学教授文学博士末永雅雄、東京芸術大学教授内藤四郎、文化財保護委員会事務局美術工芸主査尾崎元春の諸氏である。

六、聖語藏古訓点経巻の複製

本年度において古訓点経巻の複製移点を完了したものは次のとおりで

ある。移点は奈良学芸大学教授鈴木一男氏に依頼して行つた。

一、神護景雲經第十二号 持人菩薩經

聖語藏古經卷の中には訓読備忘のため經卷本文の行間に何等かの記号符号文字を記入した資料、所謂訓点資料とみなされるものが相当多く残存している。この訓点記入が始まつたのはいつ頃からであるかは今日ではまだ明白になつていない。しかしすくなくともその原初形態として句点や反点を加え助辞を補うことが想像されるのであるが、こういう資料は神護景雲二年御願經として分類されている經卷の中にのみ見出されて他の部類、例えば天平十二年御願經の中には存在しない。点本は五月一日御願經は勿論、唐經の中にも存在するがそれらは本文の書写とは別後の時代の加点であり加点状態は整備され複雑化している。したがつて加点事実の開始年代は神護景雲二年御願經の書写以後となり加点識語の明記された成実論天長五年点（八二八年）を遡ること六十年以内ということになる。

經卷の中には句切りしか施してないもの（第四類第三号優婆塞戒經）、又返読を示すために、の記号を加えたもの（第五類甲種写經第十二号摩訶衍宝嚴經）一二点を付したものの（第四類第百卅六号根本説一切有部百一羯磨卷七）があり、果してそのいずれが最も原初的形態であるかただちに決定したいものがあるが本經卷は全四卷にわたつて極めて粗雑ではあるが句切り、返読の記号、一二点をほどこし更に万葉仮名を以て助辞、乎、伊、ハ、尔、乃、止、毛、ならびに実辞、事、以、而、な

どを記入してある。更に注目すべきは文字の四隅にヲコト点の萌芽とみなすべき白点があることである。しかし数がすくないので何を示すか帰納し得ない。

いずれにしても本經卷白点こそ加点事実の原初形態を示す最も貴重な遺品といふべきである。複製は全卷にわたらず見本として卷一、二から数か所比較的加点の多く見られる所を抽出しこれを一卷とし資料とすることにした。

一、神護景雲經第一〇一号 根本説一切有部苾芻尼毘奈耶卷十

一、神護景雲經第一一四号 根本説一切有部毘奈耶卷三十二—卷三十六 持人菩薩經古点と同じく奈良末または平安極初期、訓点記入が創始された頃の加点經卷である。句切り点、一二点、返点記号、連合符の他にヲコト点の萌芽と見做すべき白点が極少であるが加えてある。本文の誤字の校訂に文字の右傍に棒線を引き天地に正字を加えることもこの經卷には数が多い。最も注目すべきは極めて大きな真仮名で行間又は天地に文字の訓を加え又助辞 波、尔、イ、小、尹、止、毛、止、且毛の見えることである。行間や天地に加えられた傍訓用真仮名の字母は極めて簡易なものではあるが濁音仮名を存して清濁を書き分けてあること、特殊仮名遣として、キ、ケ、コ、ヒ、メが古用に合致していることも加点年代の古さを示すものである。根本説一切有部苾芻尼毘奈耶卷は全卷複製せず五か所を抄出、根本説一切有部毘奈耶卷三十二、三十三、三十四、三十五、三十六の五卷の中から抄出して一卷の卷子本とし、加点の原初形

態を知る資料とした。

七、正倉院古文書類マイクロ・フィルムの作成

古文書類マイクロ・フィルムの撮影は前年に引き続き行い、本年度においては続々修第四十六帙第五巻から同第四十七帙第七巻まで、塵芥文書三十九巻又三冊（第三十五巻を除く）および東南院文書第一櫃第一巻より第四櫃付録第九巻まで計百三十一巻又三冊を了した。